

令和4・5・6年度に実施する船舶の修繕に関する技術審査について

令和4年1月11日

支出負担行為担当官

第五管区海上保安本部長 鈴木 史朗

次のとおり、技術審査申請を受付(公募)します。

1. 当該公募の概要

本件は、第五管区海上保安本部が発注する船舶修繕の受注を希望する事業者(以下「申請者」という。)を公募するものです。

申請者は、所定の様式により申込みを行い、令和4・5・6年度に第五管区海上保安本部が発注する船舶修繕を受注するために必要な要件を満たしているか否の技術審査を受け、合格した場合は船舶修繕請負契約に係る入札等に参加が可能となるものです。

2. 申請者に対する技術審査

(1) 技術審査の範囲

別表「第五管区海上保安本部所属船舶一覧表」に記載の技術審査の区分について審査を実施します。

(2) 定期公募による技術審査

令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)(以下「新資格」という。)の審査時期にあわせて申請者の募集を行い、「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査実施要領」により技術審査を行い、合否を決定します。

受付期間は、令和4年1月11日から令和4年1月31日までの間です。

(3) 定期公募以外の技術審査

上記(2)の受付期間に申込みができない申請者に対しては、令和4年2月1日以降随時申込みを受け付け、「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査実施要領」により技術審査を行い、合否を決定します。

3. 申請者に求める要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者
- (2) 「新資格」において、「役務の提供等(船舶整備)」のA、B、C、D等級のいずれかに格付けされ、原則として近畿又は四国地域の競争参加資格を有する者
- (3) 日本国内で事業を営む者(日本に籍を置く外資系事業者を除く)で、船舶修繕に係る競争に参加する者

4. 技術審査の実施

申請者は、「第五管区海上保安本部の船舶の修繕に関する技術審査基準」に基づき、下記5項目で配布する申請書及び審査に必要な資料等を提出場所の担当者に提出して下さい。複数の事業所がある申請者については、事業所毎に技術審査資料を添付して提出して下さい。

【機密性2情報】

5.申請書の配布及び提出場所

〒650-8551

神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部 船舶技術部 管理課

電話078-391-6551(内線2313)

※ 申請書等の提出は、持参又は郵送(書留郵便に限る)とします。

※ 申請手続き等に関する問い合わせについても上記にて対応します。

6.申請に必要な提出書類

(1)技術審査申請書(船舶修繕)(様式1)及び技術審査資料(様式2~5)

(2)国土交通省競争参加資格に関する書類

①定期公募の場合

イ) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)(以下「旧資格」という。)を有し、新資格を申請中の者

・旧資格に係る「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し

・新資格に係る「資格申請書」の写し

ロ) 旧資格を有しない者で新資格を申請中の者

・新資格に係る「資格申請書」の写し

ハ) イ、ロいずれの場合も、新資格による等級が確定次第、新資格に係る「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写しを追って提出すること。

② 定期公募以外の場合

イ) 新資格を有する者

・新資格に係る「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し

ロ) 旧資格を有し、新資格を申請中の者

・旧資格に係る「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し

・新資格に係る「資格申請書」の写し

ハ) 旧資格を有しない者で新資格を申請中の者

・新資格に係る「資格申請書」の写し

ニ) ロ、ハいずれの場合も、新資格による等級が確定次第、新資格に係る「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写しを追って提出すること。

(3) その他支出負担行為担当官が必要と認める書類

7. その他

定期公募以外の技術審査による資格の有効期間は、資格を付与したときから有効です。なお、審査には一定の時間を要するため、希望する調達案件がある場合は、時間的余裕をもってご申請頂きますよう留意願います。

申請者が申請先において合格した場合には、申請した「技術審査の区分」に限り、全ての管区においても技術審査に合格したものとみなされます。

別表

第五管区海上保安本部所属船舶一覧表

技術審査の区分	修繕対象船舶	申請に必要な資格
巡視船Ⅰ類甲(鋼)B	ヘリコプター1機搭載型巡視船(せつつ)	B
巡視船Ⅰ類乙(鋼)	1000トン型巡視船(きい・とさ)	B
巡視船Ⅱ類(軽合金)A	350トン型巡視船(みなべ・よしの)	B
	180トン型巡視船(こうや・びざん・さんれい・あらせ)	
巡視船Ⅱ類(軽合金)B	特130トン型巡視船(かつらぎ)	C
巡視艇Ⅱ類(軽合金)	30m型巡視艇(わかづき)	C
巡視艇Ⅲ類(鋼)	35m型巡視艇(みのお・はるなみ・ふどう・ぬのびき)	C
	30m型巡視艇(むろづき)	
	23m型巡視艇(あわぎり)	
	20m型巡視艇(きくかぜ・うずかぜ・とさみずき等23隻)	
特殊警備救難艇Ⅲ類(軽合金)	警備艇(はやて)	C
測量船・灯台見回り船Ⅲ類(鋼)	20m型測量船(うずしお)	C
	23m型灯台見回り船(こううん)	
特殊警備救難艇・実習艇Ⅲ類(F RP)	監視取締艇(あくありうす・とりとん・かすとる・すこおぴお・あ るでばらん・CL23-M1)、警備艇らいでん	C

参考:「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査実施要領」4.(6)「申請に必要な資格」が別表による
 ことができない場合、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領について」
 (平成13年1月6日 国官会第22号)第29条第2項及び第3項により申請先に技術審査を申請する
 ことができる。なお、申請先が複数に及ぶ場合は、いずれか一つの申請先に申請することとする。